

独立行政法人名 (所管府省名)	日本貿易振興機構 (経済産業省)
1. 根拠法令	独立行政法人日本貿易振興機構法 (平成 14 年法律第 172 号)
2. 資産額	1,409 億円(平成 17 年度決算・貸借対照表・資産の部)
3. 予算額	運営費交付金等 267億円 (交付金 + 中対費) (平成19年度予算額)
4. 従事者数	1,660 名(平成 19 年 3 月 1 日現在)
5. 事務・事業の内容	(1)対日投資拡大 (2)我が国中小企業等の国際ビジネス支援 (3)開発途上国との貿易取引拡大 (4)調査・研究等
6. 関係法人	(1)名称:(財)世界経済情報サービス (2)概要(目的):世界経済情報の収集、普及等を通じて内外経済の交流を促進し、貿易振興、経済協力の推進に貢献。
7. 民間開放の状況	(1)日本貿易振興機構は、昨年末に行政改革推進本部決定された「独立行政法人日本貿易振興機構の組織・業務の見直しについて」に基づき、ビジネス日本語能力テストと貿易アドバイザー試験の外部移管等の準備を進めている。 (2)また、高い公平性・中立性を要する企画・立案・調整業務については日本貿易振興機構が行うものの、判断定型的な業務については、民間企業の提供するサービスや施設を積極的に活用しているところ。
8. 当該事務・事業を廃止した場合の影響	(1)我が国は、高齢化社会の到来、経済のグローバル化及び世界大の貿易の自由化の進展といった環境変化の中で、引き続き、経済力を発展、維持するための新たな成長基盤を確立し、構造改革を進めていくことが課題となっている。また同時に、我が国の国際的地位の維持・向上を図ることも重要な課題である。 (2)日本貿易振興機構は、これらの状況を踏まえつつ、政府の掲げる対日投資拡大目標やグローバル経済戦略等への貢献が求められているところであり、当該事務・事業を廃止した場合には、我が国が掲げる通商・貿易政策の遂行に支障が生じることが予想される。 (3)なお、昨年12月24日に行政改革推進本部決定において、日本貿易振興機構の事務・事業は、上記5.のとおり、見直し、整理されたところ。
9. 更なる民間開放についての見解	昨年末に決定された「独立行政法人日本貿易振興機構の組織・業務の見直しについて」に基づき、ビジネス日本語能力テストと貿易アドバイザー試験の外部移管等に向けた準備を進めているところであり、現時点では更なる民間開放は検討していない。

10. 個別質問事項

【対日投資の拡大】

(1) 対日投資の支援に当たって、どのような基準で機構負担と受益者負担を区分していくのか。また、機構負担分について、公的介入が必要な理由は何か。

< 受益者負担の基準 >

日本貿易振興機構では、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわないこと、といった条件を満たす事業については、受益者負担を求めている。

例えば、対日投資ビジネスサポートセンターについては、通信費・コピー代等の実費は入居企業負担とし、需要の高い東京については、50 営業日を超えるオフィス利用について入居企業から入居費を頂いている。行政改革推進本部決定(平成 18 年 12 月 24 日)に従い、対日投資ビジネスサポートセンターの運営につき、より適正な受益者負担を積極的に求めるべく、受益者負担の改定を検討している。

< 公的支援が必要な理由 >

対日投資の拡大は我が国経済の活性化に資するものであるが、現在の状況は諸外国との比較においても著しく低い水準にとどまっているため、政府の実効ある施策の実施・拡充が重要となっている。もとより投資の決定は企業の自主的な判断であり、政府の促進施策の範囲や効果には限界があるが、呼び水としての役割も重要であることから、日本貿易振興機構は、第一期中期目標期間中、小泉前総理が掲げた「5 年で対日投資残高倍増」という政府目標の達成に向けて、対日投資案件発掘数の増加させるべく取り組んできた。その結果、平成 15 年度から 17 年度までの 3 年間で、3,446 件の対日投資案件の発掘に成功した。

(平成 15 年度 1,141 件、16 年度 1,149 件、17 年度 1,156 件)。

また、内閣総理大臣を議長とする対日投資会議において決定された対日投資加速プログラムにおいて、「地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上」「世界との競争に打ち勝つ投資環境の整備等」などにおいて日本貿易振興機構の取組が明示されている。

【中小企業等の国際ビジネス支援】

(2) 中小企業への国際ビジネス支援に当たり、どのような基準で機構負担と受益者負担を区分していくのか。また、機構負担分について、公的介入が必要な理由は何か。

< 受益者負担の基準 >

日本貿易振興機構では、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわないこと、といった条件を満たす事業については、積極的に受益者負担を求めている。

中小企業への国際ビジネス支援に当たり、展示会出展支援については、企業からの出展料等により自己収入をあげているところ。

行政改革推進本部決定(平成18年12月24日)に従い、展示会・商談会の開催等につき、より適正な受益者負担を積極的に求めていく。

< 公的支援が必要な理由 >

世界経済のグローバル化が急速に進展していく中、我が国企業が海外市場を最大限活用し、国際収支の黒字の維持や国富を増大させるため、輸出促進、海外進出日本企業支援、国際的企業連携支援など各種取り組みを行っていくことが必要とされているところ。

海外事業活動基本調査(2005年)では、2002年以降、一貫して新たな海外進出企業は減少しているとしており、我が国企業の今後の一層の成長を促す意味でも海外での事業活動への支援は極めて重要であると言える。今後、「我が国中小企業等の国際ビジネスを支援する中核的機関としての役割」を日本貿易振興機構に期待する旨、行政改革推進本部決定(平成18年12月24日)において示されたところ。

また、昨年4月に経済産業省が発表した「グローバル経済戦略」は、中小企業の国際事業展開支援のための環境整備の必要性を唱え、また昨年6月の「新経済成長戦略」では、これに加え、コンテンツ産業の国際展開の推進、デザイン産業の更なる振興が提言された。さらに同年7月に政府が発表したいわゆる「骨太の方針」では、日本経済の成長力・競争力強化を最重視し、国内需要中心の産業・製品の国際展開・輸出振興に取り組むとされている。

【開発途上国との貿易取引の拡大】

(3) 開発途上国との貿易取引の拡大関連業務については、相手国を重点化し、比較優位を持つ事業に特化することだが、具体的にはどう取り組んでいくのか。

< 具体的な取り組み >

第二期中期計画において、開発途上国との貿易取引拡大関連業務については、以下のとおり具体的に取り組んでいくこととしている。

機構においては、貿易・投資振興を通じて得たノウハウを活用し、開発途上国の経済を世界・日本市場に繋げることを目的に事業を実施する。また、東アジア等のEPAの締結が進んでいる国とは、産業高度化を通じ、両国の連携強化を行うことを目的とする事業を実施する。

具体的には、開発途上国の産業育成及び東アジア等との経済連携促進のための制度整備・運用等に資する事業を多面的に展開し、日本と開発途上国双方にメリットをもたらす実効モデルの構築を目指す。

その時々国際政治及び経済の動向を反映した政策ニーズに基づく事業を機

動的に実施し、その成果を検証するため、各年度の年度計画において、各事業の特性に合った目標を明示してその達成を図る。合わせて、支援対象国の輸出産業の成長、東アジア等における経済制度の整備・運用改善等の具体的なアウトカムの実現を図る。

事業の実施に際しては、相手国の自助努力を踏まえつつ、対象となる開発途上国の産業レベルや我が国企業の集積度、日本経済や日本政府のニーズを総合的に分析し、各国に最適な事業を編成する。

【調査・研究業務】

(4) 調査研究を国の施策に基づいた業務に特化することだが、具体的にはどのように進め、政策に反映させていくのか。

< 具体的な取り組み >

第二期中期計画において、調査・研究業務については、以下のとおり具体的に取り組んでいくこととしている。

機構は政府と民間双方に足場を置き、70を超える広範な海外ネットワークを持ち迅速な情報収集を行う「総合的調査・研究機関」として高い信頼性を得ている。我が国企業の経営のグローバル化、我が国企業の進出が著しい東アジアなど開発途上国や新興国の経済発展に鑑み、以下の調査・研究を重点的に行うものとする。

我が国企業の事業活動や経営判断に直接役立つ調査・研究

FTA(自由貿易協定)、EPA(経済連携協定)等によって形成される広域経済圏に関する調査・研究

開発途上国に関する基礎的・総合的・学術的な調査・研究

こうした調査・研究を通じて、FTA・EPA、WTOの推進など我が国の通商政策に寄与するとともに、我が国政府・産業界や相手国政府等に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言等を行う。さらに調査・研究の成果を機構全体の事業に反映させる。

(5) 機構による調査・研究と大学や民間調査機関の調査・研究とどう住み分けを行うのか。また、機構が行う調査は、如何なる理由で大学や民間調査機関では提供できないのか。

日本貿易振興機構の調査は、その国内外のネットワークを活用して、産官学のいずれにも浸透しており、調査を基点とした業務において次の4つの機能を有している。

(ア) 政策と一体的に業務を遂行する機能(政策との同時性)

(イ) 我が国企業が求める事業環境改善に関する諸外国政府への提言機能

(ウ) 調査・事業を組織内で連携して遂行する機能

(エ) 個別企業ではコストが負担できない調査を公共性の観点から効率的・効果的に実施する機能。

これら機能は、個別テーマごとに依頼者(民間企業等)に応じて調査を単体で行う民間調査機関や大学が持ち合わせていないものである。

また、研究業務については、大学等の他の研究機関では、開発途上国の一部については研究を行なっているが、対象国・地域によっては研究者を擁していないため、開発途上国・地域を網羅することや地域横断的なテーマ研究を行なうことが困難である。これに対し日本貿易振興機構アジア経済研究所は、開発途上国に関する研究人材、海外の開発途上国研究者との人的ネットワーク、開発途上国専門図書館を有し、広範かつ深淵な開発途上国をカバーできる基礎的・総合的な社会科学系の研究所として、国内では唯一であり世界的にも希有な存在である。日本貿易振興機構アジア経済研究所の研究は、世界最先端の理論研究等を押さえながらも現地研究に軸足を置き、英文発信を充実させ世界水準の研究所を目指している。

【業務・組織運営】

- (6) 「民間にできることは民間に」との原則により、民間参入に向けた環境整備を推進するとのことだが、具体的内容は何か。

昨年末に行政改革推進本部決定された「独立行政法人日本貿易振興機構の組織・業務の見直しについて」において、ビジネス日本語能力テストと貿易アドバイザー試験の外部移管等を進めるよう指摘されており、第二期中期計画にも盛り込んでいるところ。

- (7) 随意契約を見直し一般競争入札の導入を進めるとのことだが、これまでの随意契約の割合と主な理由、また、一般競争入札導入に向けた今後の取り組みについて教えていただきたい。

・随意契約率：

63%(件数ベース)、58%(金額ベース)(H17実績)

・随意契約の主な理由：

委託業務が、当該企業等でしか対応できない高度かつ専門的なものであるもの(例：特定国の特定産品に対して行う技術指導、特定国の特定事項に関する調査委託等)。

委託業務の実施が、当該企業等にしか許されていないもの(例：展示会出展申し込み・販売元が特定されている資料・データの購入等)

・今後の取り組み：

契約について透明性や公平性を確保することは重要なことであることから、今後とも随意契約は真に競争に不向きなものに限定したうえで、順次原則一般競争入札に移行していくこととする。

(8) 機構が保有する施設の資産売却、有効活用を検討することだが、具体的な内容は何か。

大阪りんくう FAZ 支援センターおよび境港 FAZ 支援センターの売却。

(9) 内外の事務所統廃合の具体的な計画はあるのか。

< 具体的な取り組み >

第二期中期計画において、以下のとおり具体的に取組んでいくこととしている。

貿易情報センターについては、事務所ごとの業務実績、事務所が存置する地方自治体からの負担金の在り方等を踏まえ、負担割合の適正化や事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組むこととし、国内の機能・体制の見直しを進めることとし、効率性及び機動性をより高める。特に、第二期中期目標期間中は、事務所の人員配置や運営手法などについて、地方自治体等と協議をすすめて、見直しを行う。

海外事務所については、第二期中期目標期間においても、事務所ごとの業務実績等を踏まえ、第一期中期目標期間に引き続き配置を適切に行うための目標を設定の上、事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組むとともに、日本貿易振興機構(以下「機構」という)が実施する重点事業分野における企業のニーズおよび政策的要請に十分対応できるよう引き続き再配置を検討する。特に、第二期中期目標期間中は、新興経済諸国を中心にネットワーク展開を検討していく。

「6. 関係法人」欄には特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の名称、概要、取引の状況をご記入ください。